



男性育休・傷病手当金・社保の法制度が変わります！！

学校事務の仕事は多岐にわたります。授業を教える事と教員を指導する事以外は、ほとんど全ての業務に携わっているといっても過言ではありません。それ故に、仕事の線引きも難しく、やろうと思えばどこまでも、逆に両目をつぶれば何もしなくても定時になります。

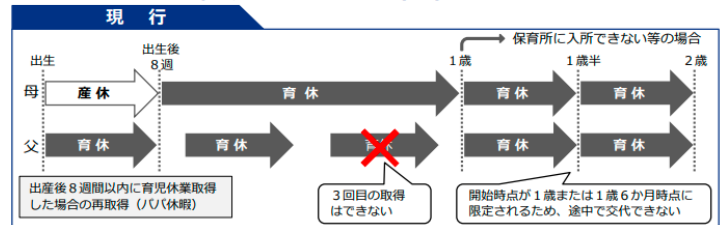
特に、1人配置校の多い小中学校では、何が仕事か分からず日々悶々と過ごしている事務職員も一定数いることは事実です。また、県立と違って仕事をする上で自己と他者を比較する場が少なく知識・技術の取得に課題があります。今月号は事務職員の皆さまのお役に立てればと、個人的に気になる今年改正になった法律をピックアップしてみました。

【男性の育休&意向確認の義務化】

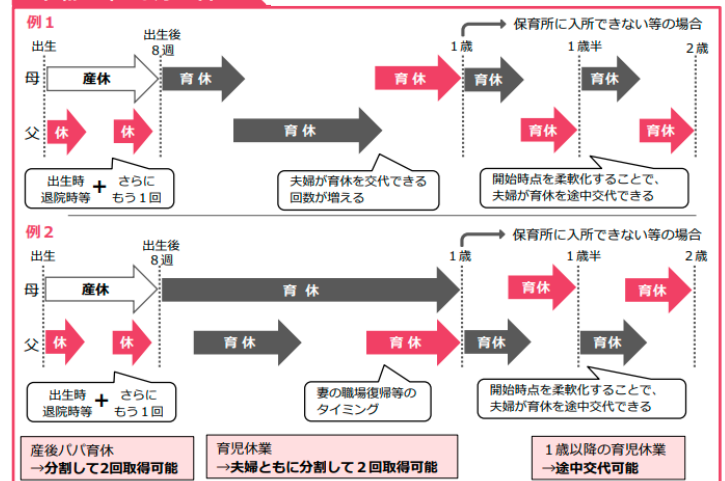
令和4年4月1日から3段階で施行される育児・介護休業法。特に注目は、同年10月1日より施行される「産後パパ育休（出生時育児休業）」、「育児休業の分割取得」と「（男性職員にも）個別の周知・意向確認措置の義務化」です。概要は、産後8週間以内に4週間、生後8週間後から1歳まで育休取得。それぞれが2分割でき、産まれてから1歳になるまでに最大4回に分けて取ることが可能です。（春・夏・冬の長期休業期間中のみとか）

また、夫婦ともに一度復帰してからも再取得ができるようになったので現状に合わせてお休みが取りやすくなりました。かつ、1歳・1歳半で保育園入所不可の時も夫婦交互に育休を取得でき、開始時期のしほりもなくなりました。

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）



令和4年10月1日～



それと併せて、男性職員への意向確認が必須になります。男性職員によっては「保険証っていつ届きますか？」「申請しないと届きませんよ（奥さん妊娠しているって知らなかったよ・・・）」的な話になったりするので、意向確認以前の問題もあつたりします。

しかし、職員への意向確認は管理職の仕事ですから事務が頭を悩める必要はありません。ただ、制度の説明は絶対にふられるから心づもりが必要です。

また、施行は未定ですが、育児休業手当金が現行の67%から80%へ引き上げ（社保免除で手取り変わらず）の話も出てきているので、今後男性職員の育児休業の手続きは増えていくと予想されます。

※図は厚労省のホームページからの抜粋です。チラシも掲載されておりましたので、職員への周知に活用できると思います。

【傷病手当金の支給期間の通算化】

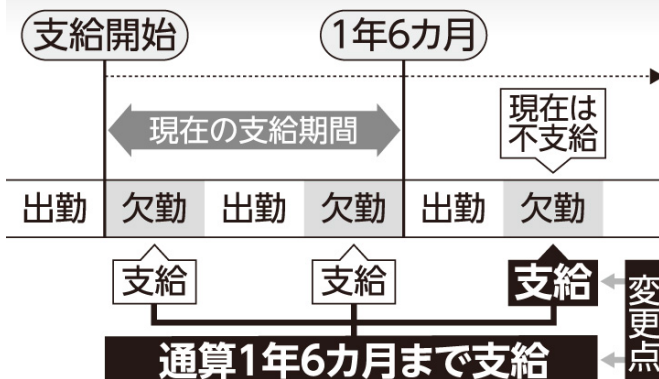
令和4年1月1日改正

注) 公立学校共済組合は制度導入
「未定」

旧制度:支給開始日から「起算して」1年6か月(8割休職期間中に1度でも該当になれば、受給できない月があっても期間に入れられてしまう。また、復職・休職を繰り返している職員も、実際に1年6か月分受給できない)

新制度:支給開始日から「通算して」1年6か月経過措置として令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当は通算化の対象になります。

傷病手当金 見直しのイメージ



共済組合によってはすでに通算化を導入しており、今回の法改正はそれに追随したかたちです。最大の協会けんぽの導入により、会社員の多くが制度の恩恵を受けられることとなります。今後、メディアで取り上げられて、職員からの申し出があるかもしれません。しかし、残念ながら今のところ公立学校共済組合は導入未定とのことですが、動向に注視が必要です。ちなみに、公立学校共済では職員の傷病手当金支給状況をシステム管理しており、起算日等は把握できているとのこと。今回の法改正は、医療の発達により通院しながら働く方が増えている現状を鑑みたものです。公立学校共済組合の早期導入が望まれます。

【社会保険加入要件拡充】

令和4年10月1日改正

段階的に施行されているのでご存じの方も多いかと思います。

- ①週20時間以上
- ②月額賃金が8万8千円以上(年収106万円)
- ③2か月を超える雇用見込
- ④学生ではない

上記、全てにチェックをついた方(101人以上の事業所)は社保に加入となります。将来の年金額の増加や傷病手当金・出産手当金等も受給できるようになります。

職員の扶養親族の中には130万円ぎりぎりて掛からないように勤めている方もいらっしゃいます。公立共済の保険証喪失手続きだけで済めばいいのですが、もしかすると(社保に加入するなら)130万円以上働く選択をした場合、扶養手当の喪失となります。月例給与・期末勤勉の戻入の恐れあります。過年度支出はしたくない<>仮に、事後確認で所得超過が分かった際に注意していただきたいのが、前年分の扶養控除の変更です。「配偶者控除」を「配偶者特別控除」、「扶養控除」を「控除なし」で修正申告をしないと数年後税務調査が入ることに…。

なぜか、異動する先々で税務調査に当たってしまう私ですが、今回の赴任先は税務調査が入る前に(3年前の)修正申告を職員に案内→税務署へ→追徴と還付手続き→セーフ。税務調査は3年後が一般的です。手当喪失の経緯を確認し、税金返納の説明をするのは神経をつかいます。自分のためにも、後任のためにも、扶養手当の戻入と扶養控除の修正申告はセットです!!

法改正から手続きの話となりましたが、1人配置校だと、ちょっとした相談も電話や週1回の共同学校事務室の時などに限定されます。

皆さまの知識の研鑽にJIMJIMがお役に立てれば光栄です。(^▽^)